

「特定教科の教員免許に係る申請手続きの弾力化」  
に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘事項への回答

文 部 科 学 省

指摘・確認事項

- (1) 今年度中に開始する外部人材のデータベース化に係るモデル事業は、特区において直ちに実施すべきではないか。
- (2) 上記モデル事業について、個別の県・市町村との協議なども踏まえ、外部人材の活用に意欲的な市町村などが主体的に関与できる仕組みを具体的に示すこと。
- (3) 私立学校の設置認可権について、市町村長ではなく都道府県知事が所轄している理由如何。また、設置認可権について、市町村長に移譲すべきではないか。

(答)

(1)(2)について

学校外の人材の学校教育における活用を一層進めるため、意欲ある自治体等において、外部人材のデータベースの構築、人材の研修、マッチングを行う取組をモデル事業として実施すべく準備を進めたい。

加えて、今年度からモデル事業を実施するためにも、意欲ある市町村及び都道府県と文部科学省による協議の場を早急に設定していただきたい。

(3)について

私立学校行政においては、広域的な観点や効率的な事務の遂行の観点から、高等学校以下の私立学校の設置認可について、学校法人の設立認可・解散命令等とともに、都道府県に一元化されている。

仮に、制度として市町村に私立学校の設置認可権を移譲した場合には、当該私立学校が、その存する市町村以外からも広く児童生徒等を募集することを前提としているにもかかわらず、広域的な観点から審査を行うことが難しくなるとともに、私立学校を新設しようとするたびに、ノウハウの蓄積も十分でない市町村がその申請を審査する必要性が生じ、行政事務の非効率化を招くという問題がある。したがって、市町村長に一律に私立学校の設置認可権を移譲することは適切ではないと考える。

ただし、現行制度においても、地域の実情に応じて、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県が別途条例で定めるところにより、私立学校の設置認可権を、市町村長に移譲することは可能である。